

奈良市男女共同参画推進事業補助金交付審査要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良市男女共同参画推進事業補助金交付要綱（令和7年奈良市告示第140号。以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づく審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、交付要綱において使用する用語の例による。

(審査)

第3条 審査は、別表1に掲げる審査項目について審査を行う。

2 審査の採点は、別表2に定める評価基準に基づき行う。

3 審査は、奈良市男女共同参画推進審議会規則（平成15年規則第35号）第5条第1項に定める部会（以下「審査部会」という。）の委員が交付要綱第7条の規定により申請団体から提出された応募申請書等を精査し、別表1に掲げる審査項目ごとに別表2に定める評価基準に基づき採点して行う。

4 前項の場合において、審査部会は、別表3に定めるところに従い交付予定額を算定し、第1項の採点結果の上位から順に予算を超えない範囲で交付事業とする。ただし、同項の採点の結果において平均点数が50点未満であった事業は、交付事業としない。

5 審査部会は、必要があると認めるときは、事業計画書等の内容等について必要な意見を付することができる。

附則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別表 1

審査項目

審査項目	No.	着眼点	配点
事業に対する 考え方	①	事業の目的を明確に理解している	10
公益性	①	参加者が制限されず、広く市民に事業効果が及ぶか	10
	②	客観的に公益に資すると認められる事業であるか	10
有効性	①	市民の男女共同参画に対する意識を高める効果があるか	10
	②	本市の男女共同参画社会を推進する効果があるか	10
	③	補助額に見合った効果が期待できるか	5
適格性	①	事業内容・予算規模・実施体制などは適正であるか	5
	②	事業の継続・発展のための工夫がみられるか	5
	③	実施団体が主体的に実施するものであるか	10
必要性	①	市民ニーズが高い事業であるか	10
	②	地域コミュニティへの波及は高い事業であるか	5
	③	男女共同参画推進活動を行う次世代の育成につながるものか	10
合計			100

別表 2

評価基準

評価	点数（10点満点）	点数（5点満点）
高く評価できる	10	5
評価できる	8	4
標準的	6	3
やや問題がある	4	2
問題がある	2	1

別表 3

補助金交付予定額算出表

採点結果	配分率	補助交付予定額
上位から順に補助金を配分	100%	団体からの要望と補助限度額（10万円）のいずれか低い額を基本として、審査部会が定める額

※ 合計点数が同じ場合は、加重科目（別表1の下線部）の合計得点が上位の者を選定します。